

テラサワ トモコ

寺沢 知子

法学部・教授

博士(法学)／大阪大学

主な研究業績

●判例解説 時の判例 最判平成15年11月11日「医師の転送義務違反の成否と転送義務違反が認められる場合における因果関係の証明」法教285号：80・81、2004.

●判例紹介 最判平成16年1月15日「診療上の債務不履行と相当程度の延命の可能性」民商法雑誌131巻1号：145・151、2004.

●判例評釈 最判平成17年12月8日「拘置所に拘留中の者が脳こうそくを発症し重大な後遺症が残った場合における医師の帰責評価」摂南法学35号：115・137、2006.

●相当程度の可能性侵害における損害に関する一考察—行為義務からのアプローチ— 産大法学43巻2号 pp207～234、2009年9月

●医療における「相当程度の可能性」の不存在とさらなる保護法益 加賀山茂先生還暦記念「市民法の新たな挑戦」信山社、2013年1月

研究テーマ

医療過誤訴訟における損害評価—慰謝料を中心に

概要

医療過誤により患者に死亡や後遺症などの悪い結果が生じた場合、損害賠償の対象となるのは、逸失利益などの財産損害および慰謝料などの非財産損害である。その中で、慰謝料は医療過誤訴訟独自の問題を提示している。慰謝料は、その性質上、額の算定につき多くの判決が「諸般所事情を総合評価」して定めるとしているように、評価基準が明確ではない。財産損害とともに認められる場合の多くは、交通事故損害賠償において基準とされている慰謝料額に倣うことが多いが、交通事故とパラレルに考えても良いかどうかは検証されていない。さらに、財産損害が認められない場合に認められる慰謝料は、損害額が不明な場合のみならず、因果関係の存在が立証されない場合における被害者側の救済のためであるなど、その機能の肥大化が進んでいる。とりわけ、「相当程度の可能性」利益侵害における損害については、裁判実務は、その損害を具体的に示すことができないゆえ慰謝料のみを認めており、学説もこれを肯定的に捉えるものが多くなっている。私も、損害の抽象性を鑑みると、現時点では、慰謝料のみを認めている裁判実務を肯定せざるを得ないと考えている。しかしながら、慰謝料機能をこのように何の規準もなく肥大化させることは結論の不透明さを増加させることにつながるし、損害額が検証の余地なく低額という傾向を維持させることになる。近時は、民事訴訟法248条による解決も提唱され、また、裁判例においても適用されているところであるが、適用の場面は慰謝料に比して多いとはいえない。現在、弁護士、裁判官、医師をメンバーとする私的な研究会において、数百裁判例を医・法の両面から分析し、医療過誤訴訟における慰謝料基準の作成を行っている。私もその一メンバーとして、前述の慰謝料一般の検証の問題はもとより、説明義務と損害評価や相当程度の可能性侵害における損害評価についての研究を行い、医療過誤訴訟における損害の評価基準の方向性を示したいと考える。